

# 桑名市プログラミング教室支援業務仕様書

本仕様書は、桑名市プログラミング教室支援業務における仕様について内容を定めたものである。

## 1. 事業目的

プログラミングに興味を持つ小学生を対象にプログラミング教室を実施し、デジタルに触れるきっかけとする。

## 2. 事業期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

## 3. 積算

教室を実施するためのコンテンツ料、講師、サポート員、交通費を含む。参加者の募集及び管理、実施会場、プロジェクター、スクリーンは本市が準備する。使用機材と通信環境は、使用するコンテンツによって変わるため、項番4-⑤を参照すること。

## 4. 業務の概要

### ① 形式

1. 対面形式で実施すること。ただし、外部講師やアドバイザーといった一部のスポット対応者はオンラインでの参加を可とする。

### ② 回数と時間

1. 3回実施すること。
2. 1回につき2時間以上とする。

### ③ 対象と人数

1. 小学4年生から6年生とする。
2. 参加者（小学生）は1回あたり最大12人とする。
3. 保護者が同伴する場合、参加人数に含まない。

### ④ コンテンツ

1. Hour of Code（マイクラフト）、スクラッチ、MIT App Inventor、Swift Playgroundsの中から本市と協議のうえ決定する。
2. 複数のコンテンツを組み合わせても差し支えない。

### ⑤ 機材

1. Hour of Codeを使用する場合、Windows 10 端末と通信環境は本市が準備する。
2. Hour of Code以外のコンテンツを使用する場合、必要な端末と通信環境は事

業者が準備する。

- ⑥ 講師及びサポート員
  - 1. 講師は最低 1 人、サポート員は最大参加者数を十分にサポートできる体制にすること。
- ⑦ カリキュラム
  - 1. 参加者が小学 4 年生から 6 年生であることに留意した内容であること。
  - 2. 論理的思考を学べる内容であること。
  - 3. 最終的にプログラムを作成し、動作する内容であること。

## 5. その他

- ① 事業者は、本業務の履行に当たって個人情報を取り扱う場合、桑名市個人情報の保護に関する条例等に基づき、その取扱いには十分注意し、漏洩、滅失又は毀損の防止その他個人情報の保護に最大限の配慮をもって行うこと。
- ② 事業者は、本業務の実施により知り得た情報が漏洩することの無いように、情報の管理に万全の措置を講じること。また、事業者の責めに帰すべき情報流出等の事故に対しては、事業者が責任を負うが、本市に対しては速やかに報告すること。
- ③ 事業者は、業務の詳細について本市担当者と十分な打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- ④ 本仕様と異なる事項又は本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、よりよい手法、技法又はアイデア等があるときは、本市に対して積極的に提案すること。
- ⑤ 事業者は、本業務を一括して第三者に委託（再々委託を含む。）し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、予め本市が認めた場合はこの限りではない。
- ⑥ 事業者（再委託又は再々委託により受託した者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- ⑦ 事業に関する制作物の二次利用については、協議により使用可能とする。
- ⑧ 本仕様に記載のない事項については、本市と協議して決定する。